令和６年度高知県社会福祉活動費補助金交付要綱

（趣旨）

1. この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和６年度高知県社会福祉活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的、補助対象事業及び補助対象経費）

第２条　県は、障害児・者等の健康福祉の向上及び健全育成を図るため、別表第１に掲げる事業者（以下「補助事業者」という。）が行う同表に掲げる補助対象事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助限度額及び交付額）

* 1. 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助限度額は、別表第１に定めるとおりとし、補助限度額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　規則第３条第１項及び第２項の補助金交付申請書及び関係書類の様式は、別記第１号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助の条件）

第５条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　補助事業の内容又は補助金額の変更（20パーセント以内の減額を除く。）をする場合

は、事前に別記第２号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(２) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第３号様式による中止（廃止）

承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(３) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(４) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該収入及び

支出について証拠書類を整備し、当該帳簿書類及び証拠書類を補助事業の終了の翌年度

から起算して５年間保管しておかなければならないこと。

(５) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入

基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとすること。

(６) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）

に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の

項目は、原則として開示するものとすること。

(７) 補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められる

者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなけ

ればならないこと。

(８)　補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(９)　県税の滞納がないこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指示した事項

（補助金の交付の決定）

第６条　知事は、第４条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（概算払）

第７条　知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第４号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第８条　規則第11条第１項の実績報告書の様式は、別記第５号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の４月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により交付申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により交付申請した場合において、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第６号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（遂行状況の報告）

第９条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補助金の交付の決定の取消し）

第10条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(１)　補助事業の目的を達成し得なかったとき。

(２)　補助事業者、間接補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第２に掲げるいず

れかに該当すると認めたとき。

(３) 前２号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

附　則

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、同年３月21日から施行する。

２　第４条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

３　この要綱は、令和７年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第５条第４号及び第６号、第８条第３項、第９条並びに第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第１（第２条、第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　補助事業者 | ２　補助対象事業及び補助対象経費 | ３ 補助限度額 |
| 更生保護法人高知県保護観察協会 | 次に掲げる更生保護に関する事業の実施のために必要な経費１　更生保護事業に関する機関紙の発行など連絡調整に要する需用費（食糧費を除く。）及び役務費２　「更生保護事業功労者顕彰式典実施委員会」が行う顕彰式典の開催に要する経費（需用費（食糧費を除く。）、役務費及び使用料（賃借料））への分担金３　「“社会を明るくする運動“高知県推進委員会」が行う啓発活動に要する経費（需用費（食糧費を除く。）、役務費及び使用料（賃借料））への分担金４　高知県更生保護女性連盟が行う啓発活動や会員の資質向上のために要する経費（需用費（食糧費を除く。）、役務費及び使用料（貸借料））への助成５　高知県ＢＢＳ連盟が行う少年等の更生を支援する活動に要する経費（需用費（食糧費を除く。）、役務費及び使用料（貸借料））への助成 | 知事が別に定める額 |
| 高知県手話サークル連絡協議会 | 各種大会、研修会、研究会等の実施のために必要な報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料（賃借料）及び負担金 |
| 高知ＬＤ親の会ｓｋｙ |
| 高知県中途失聴者・難聴者の会 |
| 高知県精神障害者家族会連合会 |

別表第２（第５条、第６条、第10条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第１号様式（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　　　　　　　様

申請者

住　所

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日

補　助　金　交　付　申　請　書

高知県補助金等交付規則第３条及び令和６年度高知県社会福祉活動費補助金交付要綱第４条の規定により、令和６年度高知県社会福祉活動費補助金の交付を関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助事業の目的及び内容

３　添付書類

　(１)　補助金所要額調書（別紙１）

(２)　事業計画書

(３)　令和６年度収支予算書の抄本

(４)　県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（※１）及び本人確認書類の写し（※２）

※１：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第４号様式。

※２：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

　　　補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面は提出不可）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(５)　(１)から(４)までに掲げる書類のほか、参考となる書類

第２号様式（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　　　　　　　様

申請者

住　所

氏　名

変更承認申請書

令和　　年　　月　　日付け　　　　第　　　　号で交付の決定通知がありました令和６年度高知県社会福祉活動費補助金に係る事業の内容等を下記のとおり変更したいので、令和６年度高知県社会福祉活動費補助金交付要綱第５条第１号の規定により、承認くださるよう関係書類を添付して申請します。

記

１　補助金既交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　今回補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　円

３　変更事項

４　添付書類

(１)　補助金所要額調書（変更後）

(２)　事業計画書（変更後）

(３)　令和６年度収支予算書（変更後）

第３号様式（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　　　　　　　様

申請者

住　所

氏　名

中止（廃止）承認申請書

令和　　年　　月　　日付け　　　　第　　　　号で（変更）交付の決定通知がありました令和６年度高知県社会福祉活動費補助金に係る事業を中止（廃止）したいので、令和６年度高知県社会福祉活動費補助金交付要綱第５条第２号の規定により、承認くださるよう関係書類を添付して申請します。

記

１　中止（廃止）する理由

２　中止（廃止）予定年月日

３　既交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

第４号様式（第７条関係）

概　　算　　払　　請　　求　　書

金　　　　　　　　　　　　　円

令和６年度高知県社会福祉活動費補助金交付要綱第７条第２項の規定により、上記のとおり令和６年度高知県社会福祉活動費補助金を概算交付されるよう請求します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　 円

２　既交付額　　　　　　 　　　　　　　円

３　今回請求額　　　　　　　　　 　　　　円

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　　　　　　　様

申請者

住　所

氏　名

［振込口座］

 銀行 支店 １　普通預金（ ）

 ２　当座預金（ ）

第５号様式（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　　　　　　　様

申請者

住　所

氏　名

実　　績　　報　　告　　書

令和　　年　　月　　日付け　　　第　　号で（変更）交付の決定通知がありました令和６年度高知県社会福祉活動費補助金に係る事業を完了しましたので、令和６年度高知県社会福祉活動費補助金交付要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助金受入済額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　補助金受入年月日　　　令和　　年　　月　　日

４　添付書類

(１)　補助金所要額精算書

(２)　事業報告書

(３)　令和６年度収支決算（見込み）書

(４)　(１)から(３)までに掲げる書類のほか、参考となる書類

　　　（補助対象経費及び助成先における支払実績書類の写し等）

第６号様式（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　高知県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

令和６年度高知県社会福祉活動費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

　令和　　年　　月　　日付け　　　第　　号で（変更）交付の決定を受けました標記補助金について、令和６年度高知県社会福祉活動費補助金交付要綱第８条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　該当事業

２　内　　容

|  |  |
| --- | --- |
| 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額） | 円 |
| 実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等 | (a)円 |
| 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | (b)円 |
| 補助金返還相当額 | (b)－(a)円 |

　　（注）事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を

添えてください。